

し、栗田といひしゆべに、栗太の文字を書し、亦一轉して栗本といふなるべし、太にふとしといふ訓あり、ふと、もと、訓近ければ、また一轉したるなるべし、○中凡此郡西は志賀郡なり、南は山城の國白雲山に至り、坤は山城の國界横岩山をかぎり、北は野洲郡の界三宅金が森にまじはり、乾はみづうみをかぎり、とす、良は野洲郡の界南櫻山、甲賀郡石部山に接し、ひがしは甲賀郡の山嶽にとり、たつみは野尻山、田代山につらなるなり、當郡のうち、靈仙寺村あり、この村いにしへは栗太村とよびしといへり、栗太村あるによつて、郡に名づけしも、まゑるべからず、

〔近江名所圖會〕栗太郡勢田川より東をいふ昔此地に栗の大木あり、因て郡名とす、

〔日本書紀雄略十四〕十一年五月辛亥朔、近江國栗太郡言、白鷗鷄居于谷土濱、因詔置川瀬舍人、

〔日本書紀天智二十七〕三年十二月、是月淡海國言、○中栗太郡人磐城村主般之新婦、床席頭端一宿之間、

稻生而穗、其旦垂穎而熟、明日之夜、更生一穗、新婦出庭、兩箇鑰匙自天落前、婦取而與般、般得始富、

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合處々庄拾陸處、○中近江國六處、栗太郡一處、○中略

天平十九年二月十一日、○署名略

〔今昔物語 三十一〕近江國栗太郡伐大柞語第三十七

今昔、近江國栗太郡ニ大キナル柞ノ樹生タリケリ、其圍五百尋也、然レバ其木ノ高サ枝ヲ差タル程ヲ思ヒ可遣シ、其ノ影朝ニハ丹波ノ國ニ差シ、夕ニハ伊勢ノ國ニ差ス、霹靂スル時ニモ不動ズ、大風吹ク時ニモ不搖ズ、而ル間、其國ノ志賀栗太甲賀三郡ノ百姓、此ノ木ノ蔭ヲ覆テ日不當ザル故ニ、田畠ヲ作得ル事无シ、此ニ依テ、其ノ郡々ノ百姓等、天皇ニ此由ヲ奏ス、天皇即チ掃守ノ宿禰□□等ヲ遣テ、百姓ノ申スニ隨テ、此ノ樹ヲ伐リ倒シテケリ、然レバ其ノ樹伐リ倒シテ後、百姓田畠ヲ作ルニ豐饒ナル事ヲ得タリケリ、彼ノ奏シタル百姓ノ子孫、于今其ノ郡々ニ有リ、昔ハ此ル大キナル木ナム有ケル、此レ希有ノ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、